



# 三重県公報

平成29年4月4日（火）

第 2891 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>議 会 規 程</b>			
1	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行 規程の一部を改正する規程	( 議 会 事 務 局 )	3
<b>告 示</b>			
255	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	( 長 寿 介 護 課 )	3
256	特定計量器の定期検査の実施	( 計 量 検 定 所 )	3
257	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による 登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合 性判定の委任	( 建 築 開 発 課 )	4
258	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	( 出 納 局 )	4
<b>選 管 告 示</b>			
26	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	5
27	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	( 同 )	6
28	政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表	( 同 )	6
29	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	( 同 )	7
<b>病院事業庁告示</b>			
1	公金の収納事務の一部委託	( 病 院 事 業 庁 )	7
<b>公 安 委 告 示</b>			
41	少年指導委員の委嘱	( 公 安 委 員 会 )	8
<b>公 告</b>			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロ ジェクト課)	9
	同件	( 同 )	9
	土地改良区の定款変更の認可	( 農 地 調 整 課 )	10
	同件	( 同 )	10
	平成29年度狩猟免許試験の実施	( 獣 害 対 策 課 )	10
	平成29年度狩猟免許更新講習及び適性検査の実施	( 同 )	11
	基本測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	13
	公共測量を実施する旨の通知	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	13
	同件	( 同 )	13
	同件	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
	河川整備基本方針を定めた旨及びその関係図書の縦覧	( 河 川 課 )	14
	同件	( 同 )	14

都市計画の図書の写しの縦覧  
県営住宅の入居希望者の募集

( 都 市 政 策 課 ) 15

( 住 宅 政 策 課 ) 15

**特 定 調 達 公 告**

一般競争入札を行う旨  
同伴

( 税 務 企 画 課 ) 17

( 出 納 局 ) 20

議 会 規 程

政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を、ここに公布します。

平成二十九年四月四日

三重県議会議長 中 村 進 一

三重県議会規程第一号

政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程
政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年三重県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中

Table with 3 columns and 6 rows. The first two rows are grouped by a bracket on the right with the character 'を'. The last three rows are grouped by a bracket on the right with the character 'に改める'.

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程による改正後の第三号様式の規定は、平成二十九年四月一日以後に作成することとなる政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年三重県条例第五十八号）第三条の所得等報告書から適用する。

告 示

三重県告示第 255 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

Table with 6 columns: 介護保険事業所番号, 施設の名称, 施設の所在地, 開設者名, 指定辞退年月日, サービスの種類. Row 1: 2410205419, 小山田記念温泉病院, 四日市市山田町 5538-1, 医療法人社団主体会, 平成 29 年 3 月 31 日, 介護療養型医療施設

三重県告示第 256 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鳥羽市及び志摩市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。）。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

Table with 2 columns: 実施の期日, 実施の場所

平成 29 年 5 月 8 日 (月)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	坂手定期船待合所
平成 29 年 5 月 9 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	鳥羽磯部漁業協同組合 答志支所
平成 29 年 5 月 10 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	鳥羽磯部漁業協同組合 菅島支所
平成 29 年 5 月 11 日 (木)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 和具浦支所
平成 29 年 5 月 12 日 (金)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	神島開発総合センター
平成 29 年 5 月 15 日 (月)	午前 11 時から 午後 0 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 桃取支所
平成 29 年 5 月 16 日 (火)	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	女性等活動拠点施設
平成 29 年 5 月 16 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 浦村支所
平成 29 年 5 月 17 日 (水)	午前 10 時から 午後 3 時まで	鳥羽市保健福祉センターひだまり
平成 29 年 5 月 18 日 (木)	午前 11 時から 午後 4 時まで	磯部生涯学習センター1 階
平成 29 年 5 月 19 日 (金)	午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	志摩市役所 志摩支所
平成 29 年 5 月 22 日 (月)	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	浜島産業振興会館「ちろろ」
平成 29 年 5 月 23 日 (火)	午前 9 時から 午後 4 時まで	志摩市鶴方公民館
平成 29 年 5 月 24 日 (水)	午前 9 時から 午後 3 時まで	志摩市鶴方公民館
平成 29 年 5 月 25 日 (木)	午前 9 時から 午後 2 時まで	志摩市大王公民館

### 三重県告示第 257 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公示します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務  
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日  
平成 29 年 4 月 1 日

### 三重県告示第 258 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号に規定する物品等又は同条第 3 号に規定する特定役務

2 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。

3 入札参加申請の方法

入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。

4 資格の有効期間

参加を申請した入札のみ有効とします。

5 資格の有効期間の更新手続

更新手続は、ありません。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 26 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
柏木昭久後援会	織 田 悟	奥 山 弘 誓	度会郡大紀町滝原 1529-2	平成 29 年 2 月 6 日	
草の根運動いが	稲 森 稔 尚	稲 森 稔 尚	伊賀市柏野 269	平成 29 年 3 月 1 日	
くりたに建一郎後援会	川 端 修	栗 谷 建一郎	松阪市久保町 1855-667	平成 29 年 2 月 1 日	
阪口直人後援会	樋 口 喜一郎	樋 口 喜一郎	松阪市末広町 1-223-3	平成 29 年 2 月 17 日	
とのむら峰代後援会	笠 井 美智子	長 島 季 子	松阪市川井町 1193-1	平成 29 年 2 月 20 日	
のろ一男安心して暮らせるまちづくりの会	野 呂 一 男	野 呂 偉都子	松阪市駅部田町 1715-2	平成 29 年 2 月 3 日	
のろ一男好縁会	野 呂 一 男	野 呂 偉都子	松阪市駅部田町 1715-2	平成 28 年 12 月 14 日	
山本桂史後援会	山 崎 昌 一	柴 原 勝 也	志摩市浜島町浜島 827-1	平成 29 年 2 月 7 日	
龍神けいすけ後援	龍 神 啓 介	龍 神 啓 介	津市久居野村町 874-28	平成 29 年	

会

3月1日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党河芸支部	小黒敏克	会計責任者	田中幹郎	田中幹夫	平成28年4月1日	政党
自由民主党東員町支部	鷺田昭男	主たる事務所の所在地	員弁郡東員町大字山田1149	員弁郡東員町城山3-28-12	平成29年2月1日	政党
自由民主党白山支部	中西公	代表者	鷺田昭男	藤田興一	平成29年2月24日	政党
伊賀医師連盟	猪木達	代表者	猪木達	水谷敬一	平成28年6月26日	
元坂明後援会	津田正文	会計責任者	嶋地健	平井誠一		
幸福実現党鈴鹿後援会	高畑成道	会計責任者	元坂聰子	野田俊美	平成29年1月31日	
しおの真後援会	荻屋奈良美	主たる事務所の所在地	松下恵津子	萩都志子	平成28年12月18日	
全国たばこ販売政治連盟三重県支部	福田和義	主たる事務所の所在地	南牟婁郡紀宝町井田1502	南牟婁郡紀宝町鶴殿111	平成28年5月1日	
野名澄代後援会	椿龍彦	会計責任者	津市柳山津興1535-31	志摩市志摩町和具775-12	平成29年3月2日	
三重県獣医師連盟	橋爪俊裕	政治団体の名称	野名秀明	椿千尋	平成29年2月17日	
			三重県獣医師連盟	三重県獣医師政治連盟	平成29年3月5日	

三重県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成29年4月4日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
政治結社大日本皇和会	西田保男	平成28年12月30日	
中村達久後援会	前田敏道	平成29年3月1日	
中森弘幸後援会	浜地康	平成29年3月4日	
四日市の未来	森田耕平	平成28年12月31日	

三重県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成29年4月4日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

## 政治結社大日本皇和会

報告年月日	平成 29 年 3 月 1 日（平成 28 年 12 月 30 日解散）	
1 収入総額		0 円
2 支出総額		0 円

## 四日市の未来

報告年月日	平成 29 年 2 月 21 日（平成 28 年 12 月 31 日解散）	
1 収入総額		362,245 円
本年收入額		362,245 円
2 支出総額		362,245 円
3 本年收入の内訳		
寄附		362,245 円
個人分		362,245 円
4 支出の内訳		
政治活動費		362,245 円
機関紙誌の発行その他の事業費		362,245 円
宣伝事業費		362,245 円
5 寄附の内訳		
(個人分)		
稲垣 昭義		362,245 円 四日市市

## 三重県選挙管理委員会告示第 29 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

## 飯田ひさと後援会

報告年月日	平成 29 年 2 月 7 日	
1 収入総額		0 円
2 支出総額		0 円

## 杉本信之後援会

報告年月日	平成 29 年 2 月 21 日	
1 収入総額		0 円
2 支出総額		0 円

## はしじ常浩後援会

報告年月日	平成 29 年 2 月 22 日	
1 収入総額		0 円
2 支出総額		0 円

病院事業庁告示
---------

## 三重県病院事業庁告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき公金の収納事務の一部を次のとおり委託しましたので、同法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

なお、公金の収納事務の一部委託（平成 26 年三重県病院事業庁告示第 3 号）は廃止します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

1 公金名

三重県病院事業条例（昭和 41 年三重県条例第 60 号）第 12 条の規定に基づくこころの医療センター、一志病院及び志摩病院における使用料等

2 委託先及び委託の始期

病院名	委託先	委託の始期
こころの医療センター	株式会社ソラスト三重支社 津市羽所町 375 百五・明治安田ビル 4 階	平成 26 年 7 月 1 日
	弁護士法人ライズ綜合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日
一志病院	株式会社ソラスト三重支社 津市羽所町 375 百五・明治安田ビル 4 階	平成 17 年 7 月 1 日
	弁護士法人ライズ綜合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日
志摩病院	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号	平成 24 年 4 月 1 日
	弁護士法人ライズ綜合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日

公安委告示

三重県公安委員会告示 41 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり少年指導委員を平成 29 年 4 月 1 日委嘱しました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
森 本 光 生	桑名警察署生活安全課 電話番号0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
伊 藤 廣 美		
伊 藤 薫	いなべ警察署生活安全課 電話番号0594-84-0110	いなべ警察署管轄区域
近 藤 久 嗣		
伊 藤 義 明	四日市北警察署生活安全課 電話番号059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
加 藤 一 英		
田 村 初 美		
池 地 美 稚 子	四日市南警察署生活安全課 電話番号059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
田 中 茂 毅		
加 藤 重 哉		
八 鳥 幸 治		
黒 子 忠 久	四日市西警察署生活安全課 電話番号059-394-0110	四日市西警察署管轄区域
北 川 博 美		
石 井 光 幸	亀山警察署生活安全課 電話番号0595-82-0110	亀山警察署管轄区域
廣 森 宏 一		
森 邦 彦	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号059-380-0110	鈴鹿警察署管轄区域
福 井 雅 子		
矢 頭 敏 明		



倉田 忠	津警察署生活安全課 電話番号059-213-0110	津警察署管轄区域
池田 慎 弥		
山口 郁 夫		
服部 浩 也	津南警察署生活安全課 電話番号059-254-0110	津南警察署管轄区域
庄 司 伸		
植松 有麻呂	松阪警察署生活安全課 電話番号0598-53-0110	松阪警察署管轄区域
田中 博		
齋藤 隆 弘		
杉谷 和 也		
小川 祐 治		
服部 薫		
山本 克 美	大台警察署生活安全刑事課 電話番号0598-84-0110	大台警察署管轄区域
村田 明 雄		
山口 恵 照	伊勢警察署生活安全課 電話番号0596-20-0110	伊勢警察署管轄区域
中村 幸 弘		
橋本 さち子	鳥羽警察署生活安全課 電話番号0599-25-0110	鳥羽警察署管轄区域
西山 衆 造		
福山 美 佳	熊野警察署生活安全刑事課 電話番号0597-88-0110	熊野警察署管轄区域
伊東 裕 康		
仲 名良臣	紀宝警察署生活安全刑事課 電話番号0735-33-0110	紀宝警察署管轄区域
莊 司 裕		
松井 隆 昇	伊賀警察署生活安全課 電話番号0595-21-0110	伊賀警察署管轄区域
石橋 広 保		
藤田 乃里子	名張警察署生活安全課 電話番号0595-62-0110	名張警察署管轄区域
中谷 幸 雄		

公 告
-----

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成29年4月4日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
津市
- 2 調査を行った期間  
平成23年7月から平成26年3月まで
- 3 成果の名称  
津市一志町波瀬（下之世古）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
津市一志町波瀬地内
- 5 認証年月日  
平成29年3月24日

---

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称  
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間  
平成 26 年 1 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
鈴鹿市（寺家Ⅲ調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
鈴鹿市寺家三丁目地内
- 5 認証年月日  
平成 29 年 3 月 24 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、伊勢市黒瀬土地改良区（伊勢市黒瀬町 1500）の定款の変更を認可しました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、白江野土地改良区（鈴鹿市白子一丁目 4 番 20 号）の定款の変更を認可しました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、平成 29 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限
平成 29 年 7 月 8 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	平成 29 年 6 月 29 日（木） の 17 時まで
平成 29 年 8 月 8 日（火） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	平成 29 年 7 月 31 日（月） の 17 時まで
平成 29 年 8 月 27 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	平成 29 年 8 月 17 日（木） の 17 時まで

- 2 免許試験を受けることができる者  
三重県内に住所を有する者で法第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書

法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能としま

す。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1) の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5 日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲載するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林（水産）事務所へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（スリッパ、草履等のご遠慮ください。）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条の規定により、平成 29 年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会 場	申請書受付期限
平成 29 年 6 月 15 日 (木) 受付 8 時 30 分～9 時	津市	三重県津庁舎 6 階大会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	平成 29 年 6 月 5 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 6 月 22 日 (木) 受付 8 時 30 分～9 時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7 階大会議室 伊賀市四十九町 2802	平成 29 年 6 月 12 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 6 月 29 日 (木) 受付 9 時～9 時 30 分	四日市市、桑名市、鈴鹿市 亀山市、いなべ市、木曾岬町 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県鈴鹿庁舎 4 階大会議室 鈴鹿市西条 5 丁目 117	平成 29 年 6 月 19 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 6 月 29 日 (木) 受付 8 時 30 分～9 時	松阪市、多気町、明和町及び 大台町	三重県松阪庁舎 6 階大会議室 松阪市高町 138	平成 29 年 6 月 19 日 (月) の 17 時まで

平成 29 年 7 月 1 日 (土) 受付 8 時 30 分～9 時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7 階大会議室 伊賀市四十九町 2802	平成 29 年 6 月 21 日 (水) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 6 日 (木) 受付 12 時 30 分～13 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町及び 南伊勢町	伊勢市ハートプラザみその 伊勢市御菌町長屋 2767	平成 29 年 6 月 26 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 6 日 (木) 受付 8 時 30 分～9 時	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5 階大会議室 (八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号	平成 29 年 6 月 26 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 9 日 (日) 受付 9 時～9 時 30 分	熊野市、御浜町及び紀宝町	三重県熊野庁舎 5 階大会議室 熊野市井戸町 371	平成 29 年 6 月 29 日 (木) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 11 日 (火) 受付 9 時～9 時 30 分	四日市市、桑名市、鈴鹿市 亀山市、いなべ市、木曾岬町 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町	三重県四日市庁舎 6 階大会議室 四日市市新正 4-21-5	平成 29 年 7 月 3 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 13 日 (木) 受付 8 時 30 分～9 時	松阪市、多気町、明和町及び 大台町	三重県松阪庁舎 6 階大会議室 松阪市高町 138	平成 29 年 7 月 3 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 19 日 (水) 受付 8 時 30 分～9 時	津市	三重県津庁舎 6 階大会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	平成 29 年 7 月 10 日 (月) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 23 日 (日) 受付 8 時 30 分～9 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町及び 南伊勢町	三重県伊勢庁舎 4 階 401 会議室 伊勢市勢田町 628-2	平成 29 年 7 月 13 日 (木) の 17 時まで
平成 29 年 7 月 27 日 (木) 受付 9 時～9 時 30 分	熊野市、御浜町及び紀宝町	御浜町役場 3 階くろしおホール 御浜町大字阿田和 6120-1	平成 29 年 7 月 18 日 (火) の 17 時まで
平成 29 年 9 月 3 日 (日) 受付 8 時 30 分～9 時	県全域	三重県松阪庁舎 6 階大会議室 松阪市高町 138	平成 29 年 8 月 24 日 (木) の 17 時まで

## 2 受講及び受検対象者

平成 29 年 9 月 14 日まで有効の狩猟免許を持っている者（平成 26 年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者）で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

## 3 受講及び受検の手続

## (1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とする。

## (2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許 1 件につき、2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

## (3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

## 4 講習科目及び適性検査の内容

- (1) 講習科目  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い
- (2) 適性検査  
視力、聴力及び運動能力の検査

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
県内全域

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 3 月 24 日から同年 6 月 29 日まで
- 3 作業地域  
熊野市二木島里町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）
- 2 作業期間  
平成 29 年 3 月 17 日から同年 5 月 31 日まで
- 3 作業地域  
熊野市神川町及び井戸町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 3 月 13 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域  
松阪市大石町、同市小片野町及び六呂木町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 17 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影及び数値図化）
- 2 作業地域  
桑名市小貝須、同市和泉、同市安永、同市矢田、同市上野、同市太夫、同市西別所、同市新西方 1 丁目、同市新西方 6 丁目、同市西方、同市東方、同市播磨、同市西汰上、同市東汰上、同市上深谷部、同市下深谷部、同市川崎町、同市多度町下野代、同町肱江、同町香取、同町戸津及び同町柚井

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 7 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
熊野市井戸町

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 15 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
南牟婁郡御浜町阿田和

---

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名  
二級河川金剛川水系
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県松阪建設事務所

---

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により河川整備基本方針を定めましたので、同条第 5 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備基本方針を定めた河川名  
二級河川市木川水系

2 縦覧場所

三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画下水道

流域関連亀山市公共下水道

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

平成 29 年 4 月 4 日（火）から同月 30 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 29 年 6 月 7 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)	
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	1	
	川越	豊田一色（一般）	1	
	四日市		高見ヒルズ（一般）	1
			あこず（高齢者）	1
			あこず（一般）	1
			笹川（高齢者）	2
			笹川（高齢者・単身可）	1
			笹川（一般・単身可）	1
			笹川（一般）	4 (1)
			笹川第二（一般）	2
			河原田（一般）	1
	鈴鹿		高岡山杜の郷（一般）	4 (1)
			桜島（子育て向）	1
			桜島（高齢者）	1
			桜島（一般）	3 (1)

	亀山	鹿島（一般）	1
中勢伊賀ブロック	津	千里（一般）	2
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者）	2
		白塚（一般）	1
		一身田（身障者）	1
		一身田（高齢者・単身可）	1
		一身田（高齢者）	2
		一身田（一般）	1
		船頭町（高齢者）	1
		神戸（高齢者・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
	新町（一般）	1	
	伊賀	服部（高齢者）	1
服部（一般）		1	
カーサ上野（一般）		2	
南勢ブロック	松阪	大黒田（一般）	1
		五反田（一般）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		粥田（一般）	1
		和屋（高齢者）	1
		和屋（一般）	1
		上川第二（高齢者）	1
		上川第二（一般）	1
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	2
		城田（高齢者・単身可）	2
西豊浜（一般）		1	
五十鈴川（一般）		1	
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	井土（高齢者）	1
		久生屋（高齢者）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1

表中の（優先戸数）は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
  - イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
  - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
  - エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。



- ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。
- 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 4 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 35 年 10 月 27 日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成 29 年 4 月 25 日（火）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を平成 29 年 5 月 18 日（木）15 時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（様式 1「機能及び定価証明書」）

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部総務課企画総務班 担当 藤原  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-2125

##### (2) 契約事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部税務企画課電算班 担当 杉山  
電話 059-224-2397 ファクシミリ 059-224-3004

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 5 月 15 日（月）14 時 30 分まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 5 月 2 日（火）15 時までに通知します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 5 月 15 日（月）14 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きのうえ、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 5 月 15 日（月）14 時 30 分

なお、入札書は平成 29 年 5 月 8 日（月）から同月 15 日（月）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課企画総務班

案件名 三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 5 月 15 日 (月) 15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課企画総務班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税（平成 31 年 9 月まで：8%、平成 31 年 10 月から：10%）を含む契約締結日から平成 35 年 10 月 27 日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますが、表示にとらわれず税込価格で入札価格を入力してください。

契約金額は、入札書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切日時 平成 29 年 4 月 17 日 (月) 12 時まで

結果回答日時 平成 29 年 4 月 21 日 (金) 15 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

The leasing and maintenance of equipment for upgrading the Mie Prefectural Government's comprehensive tax system

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, May 15, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, May 8, 2017 and 2:30 P.M. on Monday, May 15, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, May 15, 2017.

(4) Language to use in Q and A regarding bidding :

Please ask questions in Japanese.

(5) Managing Authority :

Taxation Planning Division, Department of General Affairs, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2397

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年4月4日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札情報（物件等）（入札情報サービスシステム（物件調達））から入手することができます。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成36年12月31日（火）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札施行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。  
なお、本入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用申請登録については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成29年4月26日（水）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を平成29年6月6日（火）17時までに、7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 提案書等提出申請書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (5) 費用詳細内訳書（様式については落札候補者となった事業者のみに送付します。）

## 5 技術提案書の作成について

- (1) 調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、紙媒体12部（正本1部、副本11部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本とし、両面使用により頁数は100頁以内としてください（頁数超過は評価減の対象となります）。また、フラットファイル等で製本にしてください。
- (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、提案書記載依頼事項の評価項目順序のとおり編綴してください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

## 6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。

- (2) 聴取会にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (3) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務課総務班 担当 掛橋、牧口  
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
- (2) 契約事務担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 中西、堤  
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法  
本公告日から平成29年5月31日(水)14時30分まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成29年5月12日(金)17時までに通知します。
- (6) 技術提案書等提出の日時及び場所  
ア 日時 平成29年5月15日(月)8時30分から同月19日(金)14時30分まで  
イ 場所 (1)に掲げる部局  
ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とし、一般書留又は簡易書留としてください。  
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。  
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託提案書等在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書聴取会の実施  
ア 技術提案書聴取会の日程は、以下のとおりです。  
なお、提案者が多数の場合は、日程を追加する場合があります。  
平成29年5月30日(火)予定  
イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。  
ウ 技術提案書聴取会の所要時間は40分とし、うち説明は15分以内とします。  
エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め3名以内とします。
- (8) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年5月31日(水)14時30分まで  
入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。  
イ 書面による入札の場合は、調達説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成29年5月31日(水)14時30分まで  
なお、入札書は平成29年5月22日(月)から同月31日(水)14時30分までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県出納局出納総務課総務班 担当 掛橋、牧口  
案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託
- (9) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 5 月 31 日（水）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局出納総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。以下「入札価格」といいます。）を記載するものとします。

なお、電子入札システムの入札書提出画面は、「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあつては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切日時 平成 29 年 4 月 14 日（金）17 時まで

結果回答日時 平成 29 年 4 月 21 日（金）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of The Contract :

Mie Prefecture Financial and Budgeting System Reconstruction and Operational Support Service

(2) Submission of Proposal:

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. Monday, May 15, 2017 and 2:30 P.M. on Friday, May 19, 2017.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted by electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, May 31, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, May 22, 2017 and 2:30 P.M. on Wednesday May 31, 2017.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Wednesday, May 31, 2017.

(5) Managing Authority :

General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2771

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用し、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 提案書内容の評価

提案内容を公平かつ客観的に評価するため「評価基準表」に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する「価格評価点」を与えます。

(3) 技術評価点と価格評価点のバランス

「技術評価点」と「価格評価点」のバランスは2対1とします。

(4) 総合評価の方法

(1) 及び (2) で評価した「技術評価点」及び「価格評価点」の合計得点が最も高い者を落札候補者とします。

なお、合計得点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応は以下のとおりとします。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。



イ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合  
「入札金額」が低い者を落札候補者とします。

なお、「入札金額」が同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。

2 提案内容の評価

(1) 前提条件

提案書は、「提案書記入要領」及び「評価基準表」にて定める様式、記述要領等を満たしてください。前述の様式、記述要領等を著しく逸脱している場合には、本県の判断により評価対象外とする可能性があります。

(2) 評価体系

ア 大項目及び評価の観点

大きく以下6つの大項目に分け評価を実施します。

- (ア) 全般事項 : 業務全体の提案にかかる評価
- (イ) 次期システム構築業務-機能要件 : 機能要件の実現度にかかる評価
- (ウ) 次期システム構築業務-非機能要件 : 非機能要件の実現度にかかる評価
- (エ) 次期システム構築業務-作業体制及び方法 : 受託者の業務品質にかかる評価
- (オ) 運用支援業務 : 運用支援業務の内容にかかる評価
- (カ) その他 : 社会貢献及び将来の提案にかかる評価

なお、各大項目の主な評価ポイントは、以下のとおりです。

<大項目と主な評価ポイント>

大項目	主な評価ポイント
(ア) 全般事項	・システム方式と開発手法を評価します。 ・次期システムで実現される範囲の妥当性とスケジュールの妥当性を評価します。
(イ) 次期システム構築業務-機能要件	・機能要件が全て実現されているかを評価します。 ・ユーザインターフェースの変更点について評価します。
(ウ) 次期システム構築業務-非機能要件	・処理件数等の性能や、安定稼動するための信頼性を評価します。 ・システム移行に伴うデータ移行方法やユーザに対する研修内容を評価します。
(エ) 次期システム構築業務-作業体制及び方法	・大規模システムの開発に十分な体制かどうかを評価します。 ・開発が完了できる体制かどうかを評価します。 ・納入成果物が十分かどうかを評価します。
(オ) 運用支援業務	・運用支援業務が十分かどうかを評価します。 ・運用支援業務及びサポートデスク業務の品質を評価します。 ・現行事業者及び次々期事業者との業務引継ぎの手法を評価します。 ・運用中の納入成果物が十分かどうかを評価します。
(カ) その他	・社会貢献に関する実績を評価します。 ・次期システムの将来像に係る提案を評価します。

イ 大項目配点

大項目については、以下の点数を配点します。技術評価点の満点を2000点とします。

- (ア) 全般事項 : 200点
- (イ) 次期システム構築業務-機能要件 : 520点
- (ウ) 次期システム構築業務-非機能要件 : 520点
- (エ) 次期システム構築業務-作業体制及び方法 : 200点
- (オ) 運用支援業務 : 500点
- (カ) その他 : 60点

(3) 採点方法

ア 採点の考え方

評価項目単位の採点は、原則0~10点までの以下11段階で採点します。

点数	概要
10点	※
9点	※
8点	レベルの高い内容

7点	※
6点	※
5点	標準レベルの内容（基準点）
4点	※
3点	※
2点	レベルの低い内容
1点	※
0点	評価項目に則していない内容

※ 評価項目別に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点/減点します。また、加点/減点後の点数に同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、さらに1点加点/減点します。

※ 「評価基準表」No.5、No.13、No.19、No.38の採点方法は上記と一部異なるため、「評価基準表」を参照してください。

#### イ 「項目加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、原則1～5の加重点を設定します。ただし、「評価基準表」No.5、No.6、No.7、No.13を除きます。

各評価項目にかかる「項目加重点」については、「評価基準表」を参照してください。

#### ウ 「技術評価点」の計算方法

「技術評価点」は、「評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁目までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。）とします。「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とします。

なお、提案書の総ページ数が100ページを超えた場合は、以下の計算により求めた点数を「技術評価点」から減じます。

$$\text{減点数} = \text{超過ページ数} \times 10 + 20$$

### 3 入札価格の評価

#### (1) 価格評価点の算定方法

「価格評価点」の満点を1000点とし、算定は以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 1000 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

※ 平成29年度から平成36年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：1,112,438,950円（評価基準額：消費税及び地方消費税を含む。）

※ 評価基準額とは入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格ではありません。

※ 有効数字は小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降を切り捨てます。

※ 入札価格及び評価基準額については全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算します。

※ 評価基準額の消費税及び地方消費税については、次期システム構築業務は8%、運用支援業務は、平成31年9月まで8%、平成31年10月から10%の税率で算出しています。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税（平成31年10月1日適用開始の消費税法の改正を反映したもの）を含む契約締結日から平成36年12月31日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望額）としてください。なお、電子入札システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

### 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「技術評価点」及び「価格評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件をいずれか一つでも満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書」3で示した評価基準額以内であること。
- (2) 「調達説明書」17(6)にて提出する入札金額内訳書により提案された各年度別見積額が、「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託仕様書」「第2 作業の概要 10 支払方法」で示した各年度の評価基準額以内であること。
- (3) 提案書に含む「処理一覧確認表」、「帳票一覧確認表」の「対応可否欄」が空欄又は「△」であること。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---